諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年３月９日（令和８年（行個）諮問第９１号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２０５号）
事件名：特定医療機関に行う個別指導用レセプトに記録された本人の保有個人情報の利用不停止決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「東北厚生局が２０２５年特定月日特定住所特定診療所に行う個別指導レセプト３０名分」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）９８条１項の規定に基づく利用停止請求に対し、令和７年１１月２８日付け東北厚発１１２８第４１号により東北厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

医科個別指導に厚生局側がレセプトを用いるのは以前から行なわれてきたことであるが、法、特に平成２９年の要配慮個人情報の制定から問題が生じている。

レセプトを法で見ると、その提供者は保険医療機関、受け取り先は保険者でありその他の者は全て第三者である。法定除外事由を除いて、要配慮個人情報であるレセプトを保険者が第三者に提供するのには、レセプトの当事者である被保険者の同意が必要である。

審査請求人が東北厚生局に情報公開請求した所、個別指導用レセプト３０名の内、６名が特定市町村特定課、８名が協会けんぽ特定支部、残り１６名が特定県後期高齢者医療広域連合の被保険者であった。

要点は個別指導にレセプトを使用するよう規定があるのは局長通知である「指導大綱」であり、法令ではない「指導大綱」を元にどのような内部規定がされようとも、法の規定が優先されることである。

ア　特定市町村特定課６名

厚生局が特定市町村特定課以外から入手したのであれば、要配慮個人情報であるレセプトの第三者提供となり、提供元・提供先も確認、記録が義務づけられている。

保険者である、特定市町村特定課が提供した記録がないなら、保有した特定県庁特定室。東北厚生局は要配慮個人情報不正取得である。

当然、当該レセプトを含む資料は、使用利用停止されるべきものである。

イ　協会けんぽ特定支部６名

別紙（略）の通り協会けんぽは厚生局から要請があれば個別指導用のレセプトをそのまま厚生局に渡しているそうである。平成２０年１１月から行われているようだが、厚生局と協会けんぽの間での内部的合意でしかなく、提供に際して被保険者の同意を得ておらず要配慮個人情報の不正提供、不正取得であり、法２７条および６４条違反である。当然厚生局の不正取得であり、当該レセプトは使用不可である。

ウ　特定県後期高齢者医療広域連合１６名

特定県後期高齢者医療広域連合はレセプトを県庁特定室に提供している。厚生局は特定県庁特定室からレセプトを入手している。特定室がなぜ個別指導に関連するのか不明であるが、「指導大綱」に個別指導は県と厚生局が共同で行うことになっているそうだが、指導大綱による内部規定に過ぎず、保険者から県庁特定室への提供は法２７条に定める第三者提供および要配慮個人情報の提供であり、被保険者の同意を得なければならない。現在審査請求中である。

以上より、東北厚生局保有の個別指導用レセプトは、法２７条に違反して入手されたものであり、東北厚生局の入手は同法６４条違反であり東北厚生局保有の保有個人情報利用停止を請求する。特に異質なのは特定市町村特定課・後期高齢者のレセプトを直接保険者から提供を受けず、特定県庁特定室経由で提供を受けていることである。

（２）意見書

ア　審査請求人は、以前より地方厚生局が行う医科個別指導において、要配慮個人情報である診療報酬明細書（レセプト）が、正当な法的手続きをとって厚生局が入手したのか疑問に思っていました。レセプトの保管保存義務は保険者にあり、保険者から厚生局への提供は法における第三者提供に該当するからです。要配慮個人情報の第三者提供には、原則として被保険者・患者さんの同意が必要です。

令和６年特定月頃から、厚生局特定事務所から個別指導の連絡電話が入りましたが、その都度厚生局はどこからレセプトを入手したのか、提供元は被保険者の同意を得ているのか尋ねましたが明確な答えはあ

りませんでした、令和７年特定月に、厚生局特定事務所の特定職員が、特定県庁特定課特定室から入手していると明らかにしました。

イ　厚生局が個別指導用に集めたレセプト３０名分の被保険者内訳は、協会けんぽ特定支部が８名、特定市町村国保が６名、特定県後期高齢者医療広域連合が１６名でした。

協会けんぽ特定支部は厚生局特定事務所から連絡があればそのまま厚生局に提供する、特定市町村国保と後期高齢者医療広域連合は一旦県庁特定室を経由して厚生局に提供される。つまり厚生局のレセプト人手先は協会けんぽと、特定室です。一般の健康保険組合、共済会等は含まれていません。なぜ一般の健康保険組合が含まれないか不明です。

ウ　個別指導の根拠法は以下の通りです。

（ア）健康保険法７３条（厚生労働大臣の指導）

保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

（イ）国民健康保険法４１条（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

（ウ）高齢者の医療の確保に関する法律６６条（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医等は後期高齢者医療の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

何れの条文も、レセプトを個別指導に使用することを明示していません。つまり、個別指導にレセプトを用いる法令上の根拠はありません。

エ　処分庁がレセプトを入手する手段が合法として挙げている根拠は「指導大綱」であり、実体は局長通知です。法は法令であり、法令でも何でもない内部連絡文書にすぎない局長通知が法令以上の拘束力を持つことは本邦の法体系上あり得ません。

厚生局側は、法的根拠とならない局長通知「指導大綱」により自己を正当化合法化していますが明らかに誤りです。処分庁の回答は全て失当であり、入手手段はすべて違法です。各保険者がレセプトを厚生局や特定室に提供するとき、被保険者の同意を取っていません。

オ　特に特定市町村国保の６名分のレセプトについては、保険者が厚生局特定事務所や特定室に提供していないのに、これを厚生局特定事務

所が所有している、どこかでレセプト情報の漏洩や不正入手。提供が行われていることは明かです。処分庁は、どのようにして特定市町村国保６名分を入手したか説明していません。

カ　以上より審査請求人は個別指導用のレセプト３０名分の利用停止を求めます。

　また、このような状況が全国的に行われている、最大級の要配慮個人情報漏出事件です。

キ　参考として、審査請求人が被保険者である特定県医師国民国保健康組合に尋ねた結果を記します。

　医師国保は各都道府県全国にあり情報ネットワークを形成しているそうです。

　全国の医師国保組合に対して尋ねた所、厚生局から個別指導用のレセプトを請求されたことは全国的に一度もないそうです。もしその様な事態が生じれば、必ず理事会が開かれ、議事録が残るそうです。

　また特定市町村特定課は、レセプト開示請求が多いのは警察からの問い合わせだそうです。市町村側は、請求に対しては会議を開き、場合によっては提供を断ることがあるそうです。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、利用停止請求者として、令和７年９月２６日付けで、処分庁に対して、法９８条１項の規定に基づき、本件対象保有個人情報について利用停止請求をした。

（２）これに対して、処分庁は、令和７年１１月２８日付け東北厚発１１２８第４１号により、利用停止しない旨を決定（原処分）したところ、審査請求人は、これを不服として、同年１２月４日付け（同月８日受付）をもって、審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

３　理由

（１）対象保有個人情報について

　本件審査請求に先立ち、審査請求人から処分庁に対し、令和７年５月２８日付けで「東北厚生局特定事務所が、２０２５年特定月日特定住所特定診療所に行う個別指導用レセプト３０名分、私自身の個人情報が含まれています。」の開示請求がなされた。

　これに対して、処分庁は、「東北厚生局特定事務所が、２０２５年特定月日特定住所　特定診療所に行う個別指導用レセプト３０名分」を特定し、同年６月２６日付で、一部開示決定をしている。

　これらは、審査請求人が作成したレセプトであって、審査請求人の保

有個人情報に該当する。

審査請求人は、当該「東北厚生局特定事務所が、２０２５年特定月日特定住所　特定診療所に行う個別指導用レセプト３０名分」の利用停止を求めている。

（２）利用停止の要否について

処分庁は、令和７年１０月２０日、本件対象保有個人情報が記録された文書の取得目的や取得手段等について、以下のとおり調査及び確認を行った。（その他参考資料①及び②参照（略））

ア　取得目的について

東北厚生局及び特定県による個別指導を実施するためであり、指導実施方法については「指導大綱第６の３の（３）（その他参考資料④－Ｐ．５）」のとおり、個別指導は２か月分のレセプトに基づき行うこととされている。

なお、本指導大綱は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）７３条（同法及び船員保険法（昭和１４年法律第７３号）において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）４１条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）６６条（同法において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師に対して行う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。）の請求に関する指導について基本的事項を定めたものである。

イ　取得手段について

「診療報酬明細書（写）等の提供依頼について（Ｒ４．１２．１６事務連絡）（その他参考資料③）」（略）に基づき、特定事務所から特定県に依頼（その他参考資料⑤）（略）している。

ウ　小括

以上のとおり、指導大綱や実施通知等に基づき適正な取得手段により本件対象保有個人情報が記録された文書を取得しており、法６４条の規定に違反して取得されたものと認められず、法９８条１項各号の規定にも該当しないことから、法１００条の保有個人情報の利用停止請求に理由があるとは認められない。

４　審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「東北厚生局保有の個別指導用レセプトは、法２７条に違反して入手されたものであり、同法６４条に違反しているとして利用停止を請求した。」旨を主張している。

しかしながら、「３　利用停止をしないことの該当性について」にて述べたとおり（原文ママ）、本件対象保有個人情報が記録された文書は法６４条の規定に違反して取得されたものと認められず、法９８条１項各号の規定にも該当しないことから、法１００条の保有個人情報の利用停止請求に理由があるとは認められない。

５　結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが相当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年３月９日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月２７日　　審査請求人から意見書を収受
④　同年６月１５日　　審議
⑤　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止及び消去を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を利用不停止とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

２　利用停止の要否について

（１）利用停止請求対象情報該当性について

利用停止請求は、法９０条１項において、同項１号及び２号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、令和７年６月２６日付け東北厚発０６２６第４５号により開示決定を受けた保有個人情報であることから、法９０条１項１号に該当すると認められる。

（２）利用停止が認められる場合について

法９８条１項１号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法６１条２項の規定に違反して保有されているとき、法６３条の規定に違反して取り扱われているとき、法６４条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法６９条１項及び２項の規定に違反して利用されているときは、その利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法１００条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった

場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法１００条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、検討する。

３　本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

（１）諮問庁の説明について

ア　本件対象保有個人情報の取得の目的は、東北厚生局及び特定県による個別指導を実施するためであり、健康保険法等に基づく療養の給付等の内容又は診療報酬の請求に関する指導について基本的事項を定めた「指導大綱」（厚労省保険局長通知）において、個別指導は２か月分のレセプトに基づき行うこととされている。

イ　本件対象保有個人情報の取得については、「診療報酬明細書（写）等の提供依頼について」（厚労省保険局医療課医療指導監査室長事務連絡）に基づき、東北厚生局特定事務所から特定県に依頼している。

ウ　以上のとおり、指導大綱や実施通知等に基づき適正な取得手段により取得しており、法６４条の規定に違反して取得されたものと認められず、法９８条１項各号の規定にも該当しないことから、法１００条の保有個人情報の利用停止請求に理由があるとは認められない。

（２）審査請求人の主張について

ア　レセプトの提供者は保険医療機関、受取先は保険者であり、その他の者は全て第三者である。法定の除外事由がある場合を除いて、要配慮個人情報であるレセプトを保険者が第三者に提供するのには、レセプトの当事者である被保険者の同意が必要である。

イ　個別指導にレセプトを使用するよう規定があるのは局長通知である「指導大綱」であり、法令ではない「指導大綱」を元にどのような内部規定がされようとも、法の規定が優先される。

ウ　特定市町村特定課の分は、同課以外から入手したのであれば、要配慮個人情報であるレセプトの第三者提供となり、提供元・提供先も確認、記録が義務付けられており、同課が提供した記録がないなら、要配慮個人情報不正取得である。

エ　協会けんぽ特定支部の分は、同支部は厚生局から要請があれば個別指導用のレセプトをそのまま厚生局に渡しているそうであるが、厚生局と協会けんぽの間での内部的合意でしかなく、提供に際して被保険者の同意を得ておらず要配慮個人情報の不正提供、不正取得であり、法２７条（第三者提供の制限）及び６４条違反である。

オ　特定県後期高齢者医療広域連合の分は、同連合はレセプトを県庁特定室に提供しており、厚生局は同室からレセプトを入手している。「指導大綱」に個別指導は県と厚生局が共同で行うことになっているそうだが、指導大綱による内部規定に過ぎず、保険者から同室への提供は法２７条に定める第三者提供及び要配慮個人情報の提供であり、被保険者の同意を得なければならない。

カ　以上より、東北厚生局保有の個別指導用レセプトは、法２７条に違反して入手されたものであり、同法６４条違反である。

（３）検討

ア　当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、以下のとおりである。

（ア）法２７条は、「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」と規定しているところ、特定市町村特定課及び特定県後期高齢者医療広域連合は、法１６条２項において、「個人情報取扱事業者」から除かれており、法２７条は適用されない。

（イ）他方、協会けんぽ特定支部については、「個人情報取扱事業者」に該当するが、国においては、個人データである診療報酬明細書を保有しておらず、指導対象となる保険医療機関等を利用した患者についても、あらかじめ把握しているものではない。

　このため、当該患者から事前に同意を取得しようとする場合には、（ⅰ）同意を得るべき対象者が多数に上り、現実的に同意取得が困難であること、（ⅱ）指導の実施が事前に対象となる保険医療機関等により察知されることになり、診療録等の隠滅等が行われるおそれがあるなど、指導の実効性が損なわれることから、あらかじめ本人の同意を得ることは、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすものと考えられる。

（ウ）また、平成２０年１０月１日付け保医発第１００１００１号（以下「本件通知」という。）において、「指導監査業務に関し提供を求める明細書（写）等の必要な情報を国の機関に提供することについては、個人情報保護法（平成１５年法律第５７号）第２３条第１項第４号の規定により可能である旨」について、同法を所管していた内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室（当時）の見解が示されていることを申し添える。

※　本件通知における当時の法２３条１項４号は、現在の法２７条１項４号である。

（第三者提供の制限）

第二十七条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～三（略）

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（以下略）

イ　当審査会において、法１６条２項及び２７条並びに諮問庁から提示を受けた本件通知を確認したところ、諮問庁の上記アの説明は首肯でき、これを覆すに足る事情は認められない。

そうすると、東北厚生局に対して、法２７条の規定に違反して本件対象保有個人情報が提供されたものとは認められず、また、同局が法６４条の規定に違反して取得しているとも認められない。

（４）以上のとおり、本件利用停止請求については、法１００条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法１００条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しないとして利用不停止とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子

別紙

１　本件対象保有個人情報が記録された文書

東北厚生局が２０２５年特定月日特定住所特定診療所に行う個別指導レセプト３０名分

２　利用停止請求の趣旨及び理由

本件対象保有個人情報につき、１１枚６名分が特定市町村国保被保険者であったが、特定市町村特定課は、東北厚生局特定事務所にも、特定県庁特定課室へもレセプトを提供したことがない。東北厚生局は６名分のレセプトを不正入手している。同レセプトを用いて指導が行われた、同年特定月日Ａ及びＢの個別指導時の記録も利用停止、消去を、求める。（添付書類参照（略））